



厚労省保険局・医政局・労働基準局へ要望 労働環境の確保と夜勤等の負担軽減を

公益社団法人日本看護協会（会長：坂本すが、会員 70 万人）は 9 月 8 日、厚生労働省の唐澤剛保険局長、二川一男医政局長、岡崎淳一労働基準局長にそれぞれ看護職の労働環境の確保や夜勤等の負担軽減に関する要望書を提出しました。

報道関係の皆さまにおかれましては、要望の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますよう、お願い申し上げます。



唐澤保険局長に要望書を手渡す坂本会長（右）

□保険局

坂本会長は看護職員の確保や患者の安全確保の観点から、診療報酬上の入院基本料の通則である「看護職員の月平均夜勤時間数は 72 時間以下」要件（以下、72 時間要件）の重要性を説明し、「72 時間要件が唯一の歯止めになっているので、引き続き診療報酬上で歯止めをかけてほしい」と要件の堅持を強く要望しました。唐澤局長は「看護職の勤務環境改善は重要な課題。安倍政権も女性の活躍をうたっているので、今後も（日本看護協会と）相談して進めていきたい」と述べました。

□医政局

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」（以下、人確法）の基本指針の月 8 回以内の夜勤に向けた医療機関の取り組みを促進するよう医療機関などに対し、人確法の趣旨などに関する通達を出すことを求めました。二川局長は医療提供体制の立場から、72 時間要件が看護職の勤務環境改善には引き続き必要であるという本会の考えに理解を示しました。

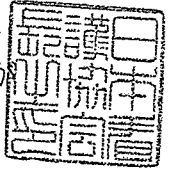
□労働基準局

労働法制において看護職員の夜勤・交代制勤務に関する規制がなく、実態として 72 時間要件が唯一の歯止めとなっていることから、速やかな法改正と「労働時間等設定改善指針」へ深夜業の回数制限および勤務間インターバル確保を盛り込み、改訂することを訴えました。岡崎局長は「深夜業の回数と勤務間インターバルは事業主に自主的に取り組んでほしい」とし、法改正を待って「できるだけ早く改訂を行う」と応えました。

平成 27 年 9 月 8 日

厚生労働省
保険局長 唐澤 剛 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 坂本 すが



診療報酬における看護職員の月平均夜勤時間 72 時間要件について

診療報酬では病院が算定する入院基本料の通則として、「看護職員の月平均夜勤時間数は 72 時間以下」と定められています。看護職員の夜勤時間に上限を設けるルールには、1965 年の人事院による「ニッパチ」判定と、1992 年の「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づく国の基本指針「月 8 回以内の夜勤体制の構築に向けて積極的に努力する必要がある」の二つがありますが、強制力は弱く、現実的には、診療報酬上のこの要件が歯止めとなっています。

日本看護協会が開催した日本看護サミット（平成 27 年 9 月 1 日開催）において、日本看護サミット緊急アピール「診療報酬における看護職員の月平均夜勤時間 72 時間要件の堅持（宣言）」が、別紙のとおり、宣言されました。

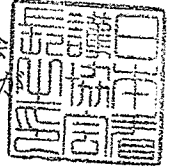
夜勤に就く看護職員の疲弊が増大し、それによって離職が進み、さらなる人員不足に陥るという悪循環を防ぎ、質の高い安全・安心な医療提供体制を維持するためには、夜勤時間の制限は必要不可欠です。

日本の医療提供体制を支える看護職員の労働環境の確保は、患者の安全確保のためにも重要です。診療報酬における看護職員の月平均夜勤時間 72 時間要件の堅持を強く要望します。

平成 27 年 9 月 8 日

厚生労働省
医政局長 二川 一男 殿

公益社団法人 日本看護協会
会 長 坂 本 す け



看護職員の夜勤負担軽減の促進に関する要望

診療報酬では病院が算定する入院基本料の通則として、「看護職員の月平均夜勤時間数は 72 時間以下」と定められています。看護職員の夜勤時間に上限を設けるルールは、1965 年の人事院による「ニッパチ」判定と、1992 年の「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づく国の基本指針「月 8 回以内の夜勤体制の構築に向けて積極的に努力する必要がある」の二つがありますが、強制力は弱く、現実的には、診療報酬上のこの要件が歯止めとなっています。

日本看護協会が開催した日本看護サミット（平成 27 年 9 月 1 日開催）において、日本看護サミット緊急アピール「診療報酬における看護職員の月平均夜勤時間 72 時間要件の堅持（宣言）」が、別紙のとおり宣言されました。

夜勤に就く看護職員の疲弊が増大し、それによって離職が進み、さらなる人員不足に陥るという悪循環を防ぎ、質の高い安全・安心な医療提供体制を維持するためには、夜勤時間の制限は必要不可欠です。

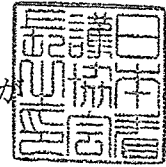
日本の医療提供体制を支える看護職員の労働環境の確保は、患者の安全確保のためにも重要です。看護師等の人材確保の促進に関する法律の基本指針にある月 8 回以内の夜勤に向けた医療機関のとりくみを促進し実効性を高めるよう、

- ① 人事院「ニッパチ」判定および「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の趣旨
 - ② 人事院「ニッパチ」判定及び「看護師等の人材確保の促進に関する法律」基本指針の基に診療報酬の入院基本料の通則が設けられていること
- について、改めて周知・徹底するよう貴局より通達を出されることを強く要望します。

平成 27 年 9 月 8 日

厚生労働省 労働基準局
局長 岡崎 淳一 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 坂本 すが



看護職員の夜勤・交代制勤務に関する規制の新設に関する要望

現行の労働時間法制においては、看護職員の夜勤・交代制勤務に関する規制がなく、実態として診療報酬における入院基本料算定の通則である「看護職員の月平均夜勤時間数 72 時間以下」要件が唯一の「歯止め」となっています。

現在一部の病院経営者団体が 2016 年診療報酬改定に向け、「72 時間要件」撤廃を求めて活動しています。しかし、日本看護協会としては、「72 時間要件」撤廃は看護職員の夜勤・交代制勤務の負担増につながり、患者への安全な医療・看護の提供を危うくするとともに、看護職員の離職の増加と確保難の深刻化をもたらすものとして危惧しています。日本看護サミット 2015（平成 27 年 9 月 1 日開催）においては、日本看護サミット緊急アピール「診療報酬における看護職員の月平均夜勤時間 72 時間要件の堅持」を、別紙のとおり宣言いたしました。

本会は、看護職員の夜勤・交代制勤務の負担軽減のため、「72 時間要件」の堅持はもちろんのこと、加えて労働時間法制においても、夜勤・交代制勤務に関する実効ある規制を設けることを強く要望します。わけでも、労働政策審議会建議（平成 27 年 2 月 17 日）にある「労働時間等設定改善指針」への「深夜業の回数制限」及び「勤務間インターバル確保」の盛り込みについては、速やかな法改正と指針の改訂を要望いたします。

日本看護サミット緊急アピール

「診療報酬における看護職員の月平均夜勤時間 72時間要件の堅持（宣言）」

私たちは、入院基本料の通則である「看護職員の月平均夜勤時間72時間以内」という要件を、平成28年度診療報酬改定において撤廃ないし緩和しようとする動きに危惧を抱いています。

この要件が通則から外れた場合、看護職員の夜勤負担が増大し、離職者が増え、病院は看護職員が確保できなくなるという悪循環に陥ります。

医療安全の面でも、夜勤負担が過重になると、医療事故の発生リスクが高まり、国民に安全・安心な医療を提供することができません。

看護職員の夜勤回数の上限は、1965年の「ニッパチ判定」で人事院が定めた基準に鑑み、本来は1人64時間以内（3交代で月8回以内）を基本とすべきと考えます。しかし50年を経てもなお、未だにこの基準に届いていない状態です。

現行では夜勤労働に関する労働法制が整備されていないため、診療報酬におけるこの要件のみが看護職員の健康と安全を守る生命線です。

私たちは、患者の安全確保と、看護職員の働き続けられる環境確保のために、診療報酬入院基本料の通則として「看護職員の月平均夜勤時間72時間要件」を堅持することを求めます。

平成27年9月1日
公益社団法人 日本看護協会